

出張報告書

平成 2 7 年 8 月 7 日

市議会議長 鳥居 宏次 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 岸田 厚

下記のとおり報告します。

記

1 目 的 第57回 自治体学校

2 出張先 金沢市 本多の森ホール・金沢大学

石川県文教会館

3 出張期間 平成 2 7 年 7 月 2 5 日～平成 2 7 年 7 月 2 7 日

4 出張者氏名 岸田 厚・今口 千代子・中井良介

池田 啓子・澤田 和代

5 てん末報告

7月25日（土）

記念講演 地方自治の危機と再生への道—憲法と沖縄問題から考える

宮本 憲一（大阪市立大学・滋賀大学名誉教授／日本環境会議名誉理事長）

1. 戦後最大の政治危機

安倍内閣は戦後体制の転換をめざし、集団的自衛権を容認する「国際平和支援法」と10の安全保障立法を国会に上程している。国会の憲法審査会で参考人の3人の憲法学者が明快にこれらの法案を違憲とした。元保守系の長老が危惧するように、この戦争立法の上程は戦後民主主義体制に挑戦する最大の危機といってよい。

安倍内閣はこれに止まらず、国民に重大な危機をもたらしている。東北大震災の復興が進んでいないにもかかわらず、来年度から予算を削ってきた。

国土計画では思いつきの地方創生事業によって、ここでも競争的分権をすすめている。大都市政策では大阪都構想は僅差とはいえ、市民の健全な判断で阻止できた。

併し三位一体の改革と市町村合併という二つの失敗によってもたらされた地方自治体の危機をどのように解決するのか、先の震災の復興と今後の防災を含めて大きな課題が突きつけられている。

2 安全保障と地方自治—辺野古基地問題

辺野古基地問題は日本国に属しながら本土と異なる歴史的差別に対して、忍耐の限度に来て自己決定権＝自治を要求する沖縄県民の異議申し立てである。

明治政府の武力による琉球処分といわれる琉球王国の日本への編入、植民地以下の統治、本土防衛のための沖縄戦の犠牲1972年の復帰では「沖縄の心」を踏みにじって基地を存続、1995年米軍兵の少女暴行事件以降普天間基地などの開放要求に対して、財政資金をばらまいて辺野古新基地の建設を押しつけるなど... 差別の歴史が続き、県民はこれ以上の隷従を認めなくなったのである。

昨年の名護市長選挙に始まり、主要な選挙は、普天間基地の即時解放・辺野古新基地建設反対で、オール沖縄の候補が勝利した。翁長知事はその代表として、あらゆる手段を尽くして辺野古新基地建設工事阻止を討っている。

憲法では地方自治の本旨が認められている。つまり住民の生命・健康・生活環境の保全は自治体の基本的任務である。戦前と違い都道府県の出先機関でなく、独立の法人である。知事は政府の任命制ではなく、住民による公選制である。

沖縄では米軍の基地問題はじめ地方自治のありかたが今大きく問われている。地方自治体は、政府の政策に依存して地域の発展を求めるのか、環境を守り住民の暮らしに寄り添い、資源を利用したゆっくりとした改革を求めるのか、その判断が今問われている。

地方自治を守る主体の形成が必要になってきている。

「全大会 パネルディスカッション」

戦後70年 築かれてきた平和と地方自治—その破壊を止めるために—

コーディネーター 岡田知弘京都大学教授

I. 戦後最大の危機のなかにある憲法と地方自治

1) 小泉&第一次安倍内閣による構造改革と憲法・地方自治破壊

- ①「グローバル国家」めざす経団連の要求に基づく新自由主義的構造改革の推進
- ②三位一体改革と市町村合併の強行→地域の衰退明確に（失敗を認めた西尾勝氏）
- ③憲法改悪・教育基本法改悪・道州制導入を政権公約に掲げた第一次安倍内閣
- ④ワーキングプア問題の社会問題化、小さくても耀く自治体フォーラム、市町村合併をめぐる住民投票運動、など自公政権の崩壊

2) 「富国強兵国家」をめざす第2次安倍内閣

- ①解釈改憲から違憲の「安保関連法案」のぐり押し。さらに名文改憲準備へ

②多国籍企業が最もビジネスしやすい国の形・規制改革推進（TPP）

③ショックドクトリンとしての日本創生会議「増田レポート」

II. 「地方創生」と「国家戦略特区」

1) 「地方創生」の真のねらいは何か

①自民党「政権公約 2014」における「地方創生」の位置づけ

【道州制の導入に向けて、国民的合意を得ながら進めてまいります。導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の機能強化を図ります】

②石破地方創生担当大臣の担当分野―道州制、国家戦略特区、地方分権改革

2) 「国家戦略特区」と「地方創生」

①規制改革によって農業、医療等への企業参入を推進する国家戦略特区

【地方創生を規制改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとする『やる気のある、志の高い自治体』を、国家戦略特区における『地方創生特区』として、早期に指定することにより、地域の新規産業・雇用を創出します】

（自民党「政権公約 2014」）

②現に、新潟市ではローソン、養父市ではオリックスが農業参入。東京圏や関西では医療と都市再開発、労働規制の緩和が目玉に。特区地域会議による密室議論で決定

III. 安倍「地方創生」の矛盾と対抗軸

1) 安倍流「地方創生」の根本矛盾

①大都市及び地方都市、農山村の地域を破壊する TPP と矛盾する「地方創生」

②グローバル企業の国際競争力強化・「稼ぐ力」（日本再興戦略）論に基づく労働改革と根本に対立する「少子化」対策

③東京に本社を置く一部多国籍企業の利益だけを追求する構造改革や地方制度改革は、圧倒的多くの住民の反発を招く（TPP、道州制、合併問題が典型）

④「選択と集中」による中枢都市への集約化は、災害に弱い国土をつくる

⑤さらに安倍政権は、農業改革、医療改革、地方制度改革を通して、従来の自民党支持基盤も「ドリル」で破壊しつつある

2) 「地方分権」の流れを逆転する政府による中央集権的な施策手法と地方自治介入

①財政誘導による数値目標（KPI）、施策メニューの押し付け

②各省庁の国家公務員、民間「専門家」の地方自治体への人的派遣

③ビッグデータ及びコンサルタント活用の勧めと情報一元化による自治体行政把握

④長期的総合的に取り組むべき地域づくりについて、短期的成果を求めることの愚

⑤地方税制見直し&交付税制度の不透明さを含め、首長からの不満・批判の表面化

IV. 対抗軸の形成と発展

1) 「小さくても耀く自治体フォーラム」参加自治体での注目すべき地域づくりの実践

①「一人ひとりが耀く地域」を目的に、地域内経済循環と実践的住民自治による村づくり→お年寄りを大切にした高福祉・低負担の長野県栄村の取り組み

②有機農業、森林エネルギーの活用、地球環境問題への地域からの取り組み

宮崎県綾町 徳島県上勝町 高知県馬路村 岩手県柴波町など

③早くから、人口定住対策を、自治体と住民が協同で取り組んで、人口維持、増加させている自治体が多い

北海道東川町 長野県原村 島根県海士町 宮崎県綾町

④社会教育による学習の力、自治力が、地域づくりや住民自治・議会改革に結びつく村（長野県阿智村 岡庭前村長）「ひとりひとりの人生の質が向上する村づくり」

以上の基調報告を踏まえ 2 人のレポートから

地方自治体の今後を考える

ー白山市合併検証を通じてー

(武田公子 金沢大学教授)

石川県内最大の合併事例である白山市誕生から10年行政の変化・地域の変化を検証

合併による「周縁化」の加速ー白山ろく地域の状況

- ①役場の撤退 役場→支所→地域センター 雇用の減少 地元調達への減少
- ②山ろく部に集中した施設統廃合 廃止、民間・地元移管
- ③予算配分の中心部への重点化
- ④過疎債の活用度低下
- ⑤人口減少の地域差

合併により旧村の意思決定主体の消失

市議会に山ろく部の意思を反映させる仕組みの弱さ

小さい自治体輝く自治

岡庭 一雄 (長野県阿智村前村長)

憲法で確立され我々が発展させてきた「地方自治の本旨」である①基本的人権保障②住民自治と団体自治とりわけこれを保障する「地方自治権」が守られているかどうか問われている。

地方自治に対して正しい理解をもつ国民が多数になっていると言えない。自治体の首長や議会議員に中にも、中央政府を補完する地方行政という意識でいるものが多く、住民の中においても住民自治の担い手としての意識が低い状況である。

「自治体消滅論」が出された。人口減少時代の国のあり方については様々なところで論議されているところであるが、具体的に自治体名を挙げて危機があおられた事実について、明らかにある思惑や意図を持ったものである。

「増田レポートは、単なるショックでなくアベノミクスという経済戦略によって深刻さを増す、地域経済の疲弊対策として出された経済政策としての「地方創生」政策に大きな問題をもつものである。

大森東大教授、人口が減少すればするほど市町村の価値は高まるから消滅など起こらないとしているが、「起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したが故に、人々の気持ちが萎えてしまい、その隙に乗じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である。」

小田切明治大学教授が指摘するよう人口消滅の事態を招かないように、自律的な取り組みを行わなければならないが、そもそも増田レポートの基となっている、自治体消滅論の予測が正しいかどうかを自らの手で検証してみなくてはならないと考える。

増田レポートを受けて、安倍内閣が「地方創生長期ビジョン」及び「地方創生総合戦略」を策定した。

それぞれの自治体が「地方版総合戦略」策定を行っているが、コンサルによる全国一律のような計画策定ではない、住民自治に基づく計画づくりが求められる。

自治体消滅論を乗り越え「小さくても輝く自治体フォーラム」の参加町村が、先進的な取り組みを行い人口増をしている。

綾町の独自施策は①豊かで活力にみちたまちづくり（6次産業化の推進・都市と農村との交流矯正・地産地消の拡充）②人と自然に優しく、安心して暮らせるまちづくり（思いやりとぬくもりのある社会福祉の推進・自治公民館活動の推進等）③快適で住みよい美しいまちづくり（ユネスコパークのまちづくり推進、照葉樹林の保護と活用、花いっぱい運動の推進）など自治分権の取り組み

7月26日（日）

金沢大学において各分科会に参加

【基礎講座 憲法・地方自治のしくみ議会活動】

講師 宮下 和裕 （公益社団法人 福岡自治体問題研究所事務局長理事）

明治時代からの憲法や地方議員に纏わる資料と書籍を沢山持参され、貴重なものを手にとって見る事ができました。

明治、大正、昭和の憲法と地方自治の流れと真髓についての講義でした。

明治時代は住民の税金の支払い高によって、1から3級に区別され、1級選挙人は1級候補者というように投票し、もちろん女性には選挙権はなく、家長のみに与えられた。

また委任投票ができ、委任状を提出すれば他人の投票権で選挙が行使できるというもので、ある意味、権力をもつ人の思い通りの選挙ができる制度であった。

公正で民主的な選挙からはほど遠い状況であった。

明治時代の地方議員というのは、重責を担うもので、中央政府の出先機関としての役割があった。

現在は当選証書が議員に授与されるだけだが、当時は「必ず職務を遂行するという承諾書」を一筆したためなければならなかった。

明治時代に「谷中村滅亡史」の中に谷中村を廃止すると政府が通達し、住民の意見は全く反映されないまま、滅亡させられた村があったことを記した書籍ものがある。これは当時発刊禁止になった歴史がある。

国→県→村→住民という官治であり、自治は存在しない。決められたことが一方的に国から下され、県、村はその執行のための機関として存在していた。住民もそれに従うしかなかった。谷中村滅亡史はそのことを顕著に示している。

戦後の日本国憲法には「第8章 地方自治」が設けられているが明治憲法には「地方自治」の概念や規定はなかった。

憲法にこの第8章が導入された意味は「まともな地方自治がなければ、憲法の三つの原理1、国民主権、2、基本的人権、3、恒久平和主義も絵に描いた餅になる」ということにある。

「憲法3原則を支える土台としての地方自治」ということである。

94条に「行政を執行する機能を有し」という規定は住民の権利、自由を制限し義務を課す権限である。この規定は戦前には中央政府だけがもっていたもので、特に重要である。

地方自治、国の政治や行政のレベルは国民、住民のレベルで決まるということ。

大局的には議員を育てるのも地域住民の役割であり、同時に自治を育てる為には議員、職員が重要な役割を果たす。

地方自治への住民の参加のひとつの方法として、請願、陳情があり、憲法で保障された権利として行使される。

憲法は生き物のように、生活の中で、意識し活用する中で生きてくるということ。

自分たちの生活の中で憲法を活かす事により、地方自治が豊になる。

今後の自治の未来には様々な試行錯誤や苦難が予想されるが、地方自治は私たちの生きる力を生み出す場として発展させていかなくてはならない。

【分科会 社会保障「解体」の現局面－医療・介護を中心に】

助言者 横山 壽一（金沢大学）

なぜ「解体」の危機というか

社会保障は、個人の困難を社会の責任で解決することが理念。そのために、憲法で基本的人権として生存権の保障と国の責任を明記した。しかし、

*医療では、皆保険制度をくずし、医療の抑制おしつけ。

*介護保険では、利用料の引き上げと軽度者の適用除外で、制度の利用を認めない。

*生活保護では、保護基準の引き下げと「自助、共助」の強制。「公助」の後退。

介護保険について

1. 介護保険料の引き上げ 介護者の増加に連動して保険料の引き上げが限界にきている。介護に要する費用の半分以上を保険料でまかなう仕組みを改め、公費で支えることが必要。
2. 今年8月から利用料の2割導入。世帯の合計所得160万円、年金収入280万円以上は、2割負担となる。在宅サービス利用者の15%、施設利用者の5%がそうなる。
3. 今年8月から低所得の施設利用者への室料と食費の補助（補足給付）を、本人非課税から世帯非課

税〈貯蓄 1 千万円以下〉に改悪。そのため、施設利用料が 2 倍になり、退所を余儀なくされる人も出る。

4. 軽度の要支援者は、訪問介護と通所介護（デイサービス）を介護保険から外し、自治体事業(地域支援事業)に移される(3 年間の経過措置)。
5. 今年 4 月から特養入所は原則「要介護 3」以上に。全国の待機者 52 万人のうち要介護 1, 2 の人は 17 万 8 千人。在宅での生活が困難になった要介護高齢者の居場所がない「介護難民」増やす。
6. 今年 4 月、介護事業所、施設に対し介護報酬を 2.27%引き下げ。介護職員の処遇改善措置と矛盾し、地域では事業所の閉鎖、撤退も起こる。

【分科会 3. 原子力地域防災と再生可能エネルギー自立への道】

基調報告及び 助言者 立石 雅昭（新潟大学名誉教授）

事故後 4 年、福島原発は今なお大地と海、空を汚染し続け、12 万人を超す人々が避難生活を余儀なくされている。にもかかわらず、政府は住民の帰還を急ぎ、補償の打ち切りを進める一方、各地の原発再稼働に走っている。

この分科会では、事故直後、そして今なお、苦しみもがく被災自治体の実態に学んで、原発に対峙する立地並びに周辺自治体の役割を議論し、原発への依存の低減・再生可能エネルギーによる自立に努力する自治体や住民運動の展開と課題を交流した。

【基調報告より】

1 原発規制基準から外された原子力防災・避難計画

- ・そもそも原子力発電所の過酷事故を防止する最大の目的は、労働者並びに地域住民・国民の被爆を防止することである。そうした観点から見た場合、新規性基準は世界一といえるモノでない。
- ・日本は命を軽視する事甚だしい内容と言わざるを得ないものである。

2 「全国原子力発電所市町村協議会」・・・関係全市町村が加入でない。

市町村のみで対応ができない大規模災害は、国が全面的に主導し、道県が他の都道府県含めた関係機関と連携しながら、的確に市町村に情報伝達しなければ、迅速な住民対応は不可能であると述べてつつ、住民の命を守る上で、どれだけの体制や取り組みが進んだのかという点検がない。

3 実効性ある原子力防災／避難計画を求める運動

- ・災害弱者援護の視点
- ・複合災害の視点
- ・汚染地域への運転手、医療従事者、ヨウ素剤配布等、避難／防護に必要な人材派遣が可能か
- ・避難の長期化

4 2030 年のエネルギー構成政府案

- 1 4 原発、2 3 基の再稼働を申請。全設備容量 4 3 基半分は、60 年へ稼働延長。

5 地域に根ざしたエネルギー自立で地域経済活性化

地元業者起用実現で地域循環型経済の活性化を

- ・再生可能な自然エネルギーは夢のエネルギーではない
- ・選対技術が必要ではない
- ・自然エネルギーは地域ごとに賦存状況が異なる。特有のエネルギーがある
- ・自然エネルギーによる域内経済の循環を考えることが重要
大型になればなるほど仕事が中央の大企業に行く。
- ・行政・住民・企業の連携・分担が必要。

可能性を生かし切るには、地域の特性を知る地域住民が、その特性を踏まえつつ、中小企業をはじめとした様々な業種の人々の知恵と力を結集する運動が必要。

【各地からの報告】

I 住民の過半数をつなげる運動を ―原発のない社会をめざして―

「彦根・愛知・犬上原発のない社会をつくる会」共同代表

- ・常に、大多数の住民や自治体を視野のに入れている。
- ・「原発をなくす」の一点共同にこだわって運動を進める。

いろいろな枠を越えて、共同を限りなく広げる。どんな団体も個人も特別扱いしない。排除も優遇も

しない。

- ・「原発をなくす」という目的、原点を握ってはなさない。
- ・意見の違いは互いに尊重しつつ率直に討論する。違憲の違いを運動の障害にしない。

II 5年目に入った原発震災地・福島

福島県議会議員

未だに 1,000 km² 移譲は人が住めない強制避難区域

未だに 11 万人超の県民が避難生活

災害関連死

災害関連自殺者・孤独死

福島復興指針改定による「福島切り捨て加速化」

原発再稼働は福島切り捨ての象徴

賠償問題と集団訴訟

中間貯蔵施設の問題

多重下請、使い捨て同然の原発労働者の問題

県民の健康障害

再生可能エネルギー先駆け後へ

III 原発集中立地の自治体の経済と廃炉・再生可能エネルギーへ転換

日本科学者会議 山本雅彦

原発の 9 電力体制では、再生可能自然エネルギーへの転換は実現しない。

自治体が中心となって住民参加で進めていくことが重要で、原発賛成の人とも語り合い、住民の合意形成をつくっていくことが必要。

この分科会は、どの方も原発立地自治体からの参加者で、切実な問題と課題が語られた。

関西電力を使う大阪府民にとっては、

若狭湾にある原発事故を想定したとき、被害者意識を持ってきたが、立地自治体ほどの深刻な考えをもっていなかったことに、気づく。

自分だけでなく、立地自治体の参加者が少ない（私以外にはいない）事がこの問題をまだまだ、原発立地自治体だけの問題に終わっているといえるのではない

【第六分科会 「国土政策と公共施設再編成の中の自治体政策のあり方」】

助言者 森 裕之（立命館大学）

岸和田市においても公共施設についてのあり方についての見直し作業が行われています。今後の市民生活に大きく影響することであり、どのように取り組むべきか、私たち議員にとって多に学びたいため、このテーマの分科会に参加した。

公共施設再編が、全国で急速に進んでいる背景には、いわゆる「アベノミクス」による経済政策に始まって「増田レポート」による人口動態「消滅可能性都市」という表現、そして地方創生などを通じて国が策定した「長期ビジョン」と「総合戦略」をふまえて、都道府県及び市町村においても「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を策定することを求めてきたことにある。

これらを策定しなければ地方交付税や補助金の減額に直結する。地方財源の総額が抑制される中で各自治体としては、これら策定・実施を通じて国からの地方財政措置を受けようとするインセンティブが強く働いている。「地方版総合戦略」は 2015 年度中に策定することとされ、

2016 年度から、それに基づく取り組みを進めるというスケジュールが決められている。ということがある。現実には起こっている公共施設の老朽化への対応施設の維持管理など現状のまま維持し続けること、建て替えては財政的に困難であるという試算の中、本市でも国の方針に合わせて急ピッチで、再編計画（削減計画）を進められています

今回の研修では国の方針、市の国の方針に沿って進めている事への意見はありますが、ここでは、地方自治体として住民の福祉を守る方向でどのように作業を進めたいのかを、先生の提案、他市の例などを参考

に岸和田市ならどうしたらよいのかを考えたいと思った。

しかし、岸和田市の再編計画が具体的に示されていない中で参加だったので、研修レポートとしては、講師の話や他市の事例から何を大切にして、何を留意して取り組むべきか自分なりに感じた点を列記する。

- ・公共施設は、その時々住民生活にとって必要があって設置されている。施設の歴史は大切にしなければならない。

- ・公共施設と民間施設の違いは、公共は人を差別しない、思想や性格によって差別してはならないという立場がある。誰でも利用できるし、させなければならない。

- ・審議会などには、特別な意見をもった人が参加することが多いが、そういう意見こそ丁寧に答えてどうすればよいかが逆に出てくる。多様な意見にきちんと答えること。

- ・市の職員は、市民と仲良くなれないといけない。行政と住民の信頼関係を築く事が大事。

- ・施設の建設に当たっては、身の丈にあったものにすること。豪華な計画はだめ。(泉佐野市いずみの森ホール例)

- ・綿密な調査で、補強によって長寿命化可能な建物は20年、30年立替を遅らせる。

- ・小規模故に統合や廃止といった方向を考えるのなら、住民とよく相談して、地域住民に担ってもらってもいいのではないかと。

- ・PFI方式については自治体は初期投資は少なく済むが、管理費には設備建設費が入っているので直営より安くなるかどうか単純には比較できない。

以上がこの事業を進めていく上での大事な点として列記した。

いずれにしても全体として、3割の経費を減らすための計画なので、住民にとっては厳しいものである。

財政難も単に自治体の責任で起こっているわけでない。国のこれまでの地方への対応や市財政の中心である市民税の減少の原因なども住民に説明できなければならないと思う。その上に立って今おかれている公共施設の実態と今後のあり方を住民の声を良く聞いて進めなければならない。いずれにしても具体的施設名を含めた案が出てきたから、本音のトークにあると思われる。

今回の研修を多いに活かしていきたい。

【分科会10 平和憲法と地方自治

ー戦後70年のいま基本から学びあう地方自治】

基調報告及び 助言者 池上 洋通（自治体問題研究所理事）

日本国憲法と地方自治

戦前は地方自治についての規定はなかった。

戦後日本国憲法に第八章「地方自治」と位置付けられた事は何を意味するのかあらためて認識する必要があるが公務員・議員にある。

憲法九二条に基づいて「地方自治法」が憲法の付属法として策定された。

地方議会は何の為にあるのか、自治体は何の為にあるのか。

基礎自治体が人権を守る、これが基本

それ故、沖縄での米軍基地の問題、原発再稼働の問題、TPPの問題など地方自治体が国が行う施策でどのように変貌するのか自治体が真剣に考え、住民の生命・暮らし・地元企業の営業を守るために国に対して物言うのは当たり前の事である。

戦後70年—日本国憲法による地方自治確立のために

(1) 平和と民主主義の基本単位としての地方自治

(2) 主権者的自覚を持ち、提案し行動する住民へ

(3) 住民への奉仕と自治体の発展に尽くす議会と行政

7月27日（月）

**【全体会 特別講演「世界農業遺産『能登の里山里海』と地域再生～
自治体と大学の連携による人材育成をとおして】**

中村 浩二（金沢大学特任教授、里山里海プロジェクト・代表）

『能登の里山里海』は2011年に日本で初めて「世界農業遺産」に認定されましたが、能登半島の人口減少と高齢化はさらに厳しさを増しつつあります。能登の自治体と大学が連携して取り組んだ人材育成による地域再生が今注目されています。

日本の「里山」は農林業等の人手により形成されてきた農村生態系であり、「里海」は、漁業などの人手により形成された、生産性と生物多様性が高い沿岸生態系である。どちらも「適正な管理」により長年にわたり持続的に維持されてきたとされている。

「里山里海」を守る一番の弊害は高齢化と後継者の問題、地元の若者は都会へ出てしまい、後継者がいない問題をどう克服するのか、金沢大学が人材養成活動の一環で後継者解消のため「里山里海マイスター」の養成・育成プログラムを実施し人材育成を行政と一緒にやって取り組んでいる。

まとめ

今回の研修は、地方自治体が何故、憲法に位置づけられたのか、団体事務と地方の自治の裁量など、憲法がいま危機にさらされている中、住民の生命・暮らし・産業育成など地方自治体が抱えている問題をいかに解決するのか、そのヒントが「沖縄での変化、小さくても輝く自治体」、の取り組みから垣間見える。

「住民が主人公」自治体の職員、議員の出発点はそこにあることを実感した。